

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	勤務体制の確保	基準条例第77号第30条第4項/98条4	ハラスメントの防止のため、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等必要な措置を講ずること。	西濃県事務所
2	共通	3 運営	運営規程	介護保険法第75条第1項	運営規程の改正等の届出義務のある事項を変更した場合は、変更後10日以内にその旨を届出すること。	西濃県事務所
3	共通	3 運営	虐待の防止	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条	高齢者虐待の防止のため、従業員への研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等の措置を講ずること。	西濃県事務所
4	共通	3 運営	事故発生時の対応	基準条例第77号第38条第1項	事故防止対策について、事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるための対応マニュアルを作成し、職員に周知すること。	西濃県事務所
5	共通	3 運営	秘密の保持	基準条例第77号第33条2項	個人情報にかかる同意について、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。	西濃県事務所
6	共通	3 運営	勤務体制の確保	基準条例第77号第30条第3項/98条第3項	従業員の資質向上のため、研修の機会を確保すること。また研修を実施した際は、記録を残すこと。	西濃県事務所
7	共通	3 運営	秘密の保持	基準条例第77号第33条第1項	従業員又は従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずること。	西濃県事務所
8	共通	3 運営	事故発生時の対応	岐阜県介護保険施設等における事故発生時の報告事務取扱要領	医療機関を受診した事故は発生した場合には、県へ速やかに報告すること。	西濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	3 運営	会計の区分	基準条例第77号第39条	訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。	西濃県事務所
2	訪問介護	3 運営	苦情処理	基準条例第77号第36条第1項、第2項	苦情対応に係る具体的な手順等を定めたマニュアル及び苦情を記録するための記録様式を作成し、迅速かつ適正に対応するための体制を整備すること。	西濃県事務所
3	訪問介護	3 運営	サービス提供責任者の責務	介護保険法第75条第1項	サービス提供責任者に変更があった場合は、変更後10日以内にその旨を届出すること。	西濃県事務所
4	訪問介護	1 人員	人員基準	基準条例第77号第6条、第30条	訪問介護事業員等の員数が常勤換算方法で2.5人以上確保されるよう、勤務形態一覧表により確認を行うこと。また有料老人ホームと併設の場合は、訪問介護事業所と有料老人ホームの勤務時間は明確に区分したうえで、訪問介護事業所に従事する時間のみを勤務時間に計上すること。	西濃県事務所
5	訪問介護	3 運営	緊急時の対応	基準条例第77号第27条	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行わせる等必要な措置を講じるためのマニュアルを作成し、職員へ周知すること	西濃県事務所
6	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	基準条例第77号第23、24条	居宅サービス計画において、サービスの内容、量等に変更があった場合は、その内容に応じて訪問介護計画を変更するとともに、当該訪問介護計画に基づいたサービスの提供を行うこと	西濃県事務所
7	(介護予防)訪問看護	3 運営	運営規程	基準条例第77号第73条（第32条準用）	運営規程の概要等について、事業所の見やすい場所に掲示する、または書面にて事業所内に備え付け、関係者が自由に閲覧できる状態にしておくこと。	西濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	基準条例第77号第96条第1項、第2項	通所介護計画書は居宅サービス計画書に沿って作成し、サービスの所要時間や利用日を具体的に記載すること。	西濃県事務所
2	通所介護	3 運営	避難確保計画の作成	基準条例第77号第100条	避難確保計画に基づき、定期的に避難訓練を実施すること。	西濃県事務所
3	通所介護	4 報酬	個別機能訓練加算	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点第2の7（11）	個別機能訓練実施後は、訓練の効果について評価を行うほか、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行うこと。また、利用者又はその家族に対して実施状況や効果等について説明し、記録すること。	西濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	短期入所生活介護	3 運営	事故発生時の対応	基準条例第77号第155条（第38条準用）	服薬管理を適正に行うよう、再発防止も含め必要な措置を講じること。	西濃県事務所
2	（介護予防）短期入所生活介護	3 運営	利用定員について	基準条例第77号第152条	利用定員を超えることになる利用者数以上の利用者に対して同時にサービスの提供を行ってはならないため、定員の管理を適切に行うこと。また過去5年間について自己点検を行い点検結果について報告すること。	西濃県事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	虐待の防止	基準条例第79号第4条4項	虐待防止に係る施設としての対応方針、マニュアル等を職員へ周知し、研修を行うなど、施設従事者による高齢者虐待の防止のための措置を講じること。	西濃県事務所